

受 理 番 号	陳情第 3 号	受理年月日	平成 27 年 2 月 24 日
件 名	「川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情		
陳 情 者	上園 チグミ		
要 旨			
九州電力は 2013 年 7 月 8 日、川内原発 1・2 号機の再稼働へ向けた「安全審査」を原子力規制委員会に申請し、2014 年 9 月 10 日、原子力規制委員会は審査書を取りまとめた。これを受けて、昨年、薩摩川内市長と鹿児島県知事は、再稼働の受入れを表明し、再稼働の最終段階を迎えようとしている。 一方、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針において、川内原発から半径 30 キロメートル圏内の自治体に対して避難計画を策定するように求めている。 しかし、大事故を引き起こした福島第一原発から 40 キロメートル（役場所在地）にある福島県飯舘村が、高濃度の放射能に汚染され、避難の指示を受けたことから明らかのように、放射能が 30 キロメートルを境にそれ以上は飛散しないと考えるのは非現実的である。福井地裁は 2014 年 5 月 21 日、福井県大飯原発 3・4 号機運転差し止めを命ずる判決の中に、危険の及ぶ範囲である 250 キロメートル圏内居住者の差し止め請求権を認めた。 福島第一原発事故時に、実際に想定された最大避難の範囲は 250 キロメートル圏内であった。 川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって、当自治体住民の生活圏が 250 キロメートル圏内どころか、はるかに近い距離にあることを考えれば、事業当事者である九州電力が、本市の住民に対し公開の場で説明会を開催するのは当然のことである。 については、以上に基づき、下記について陳情する。			
記			
議会として九州電力に対し、川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって、立地自治体である本市において、公開の場での住民説明会開催を求めること。			